

★両立支援等助成金

国は男性が育休を取る事を義務付ける法改正を検討しており、国家公務員に対しては、一足早く1か月以上の取得を促す試みが今春始まった。

義務となると助成金がなくなるのでこれが最後のチャンスかも知れません。今回は「子育てパパ支援助成金」と言われる「出生時両立支援コース」をご紹介します。

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

	中小企業	中小企業以外
A.一人目の育休	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
個別支援加算	10万円<12万円>	5万円<6万円>
A.二人目以降の育休	a育休5日以上 14.25万円<18万円> b育休14日以上 23.75万円<30万円> c育休1か月以上 33.25万円<42万円>	a育休14日以上 14.25万円<18万円> b育休1か月以上 23.75万円<30万円> c育休2か月以上 33.25万円<42万円>
個別支援加算	5万円<6万円>	2.5万円<3万円>
B.育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

主な要件(上記A.は①②が要件、B.は③が要件)

- ①男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの為【※取組の例】のような取組を行うこと
- ②男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続14日(中小は連続5日)以上の育休を取得すること
- ③育児目的休暇制度を新たに導入し、就業規則等への規定、労働者への周知を行うこと

個別支援加算 (A.のみ)

- ・男性労働者の育児休業取得前に個別面談を行う等育児休業の取得を後押しする取組を実施した場合に支給される。

※取組の例

- ・男性労働者の育児休業取得に関する管理職や労働者向けの研修を実施
- ・育児休業制度の利用を促進するための資料配布等

★安全衛生委員会オンライン開催

コロナ禍で、安全衛生委員会の開催がためらわれることを受けて、厚労省はオンラインで開催する際の留意事項の通達を出した。「情報機器を用いた労働安全衛生法第17条、18条及び19条の規定に基づく安全衛生委員会等の開催について」です。予め定めていれば電子メールでの開催も認めるとのことです。

★日本語学校卒業後も在留資格

千葉市と成田市は市内の日本語学校に在籍する留学生が卒業後も日本で就職活動を続けられるよう、国家戦略特区として「特定活動」という特例が認められ、最長1年間の在留資格を認める新制度を始める。海外の大学で学士以上の学位を取得し、来日後に日本語学校に通う留学生の内、卒業後も日本で就職活動を続けたい学生が対象。今まではこうした留学生に当てはまる在留資格がなかった。

また、政府は日本の大学を卒業して起業を目指す外国人に準備期間として最長2年間の在留を認める「特定活動」の在留資格を付与する制度を設ける。現行では卒業後すぐに起業しない場合、就職か帰国が原則であった。2年以内に起業準備が整えば、日本に残ったまま在留資格を「経営・管理」に切り替えられる。ただし、不法就労を防ぐため出身大学(文部科学省に選ばれた40校以上が対象)の推薦が条件だ。出入国在留管理庁が近く申請の受付を始める。

異文化の外国人の目で起業してくれれば、新しい経済の流れが出ると思います。楽しみです。

★三菱重工が成果型評価

三菱重工業は国内従業員4万人を対象に人事評価制度を見直し、役割や成果に応じて昇給する新たな仕組みに変える。長年功序列や終身雇用を維持してきたが、世代交代の対応や優秀な若手を獲得するため成果ベースに移行する。伝統的な製造業でも人事制度改革が本格化してきた。



鈴鐺胆(せむしつぼみ)